

水戸市廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議要領

(目的)

第1条 この要領は、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）に基づき権限移譲される茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号。以下「県条例」という。）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設等の設置等の事前協議に関し必要な事項を定め、設置等に係る事務の適正かつ円滑な執行を図るとともに、事業計画者及び周辺住民の相互理解及び合意形成の促進と廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び県条例に規定するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物処理施設等 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設並びに県条例第2条第2項第1号から第3号に規定する指定処理施設、特定小型焼却施設及び積替保管施設をいう。（国及び地方公共団体が設置するものを除く。）
- (2) 設置等 次のアからオまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 廃棄物処理施設等の設置（法第15条の2の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合を除く。）
 - イ 法第9条第1項及び第15条の2の6第1項若しくは県条例第14条第1項の規定による許可を要する変更又は廃棄物処理施設等の設置場所の変更（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第3条第1項第5号若しくは第11条第2項第5号又は茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則（平成19年茨城県規則第84号）第12条第2項第5号の生活環境への負荷に関する数値を増大させない場合を除く。）
 - ウ 廃棄物処理施設等の処理能力の増加
 - エ 廃棄物処理施設等の譲受け又は借受け
 - オ 廃棄物処理施設等に係る敷地（廃棄物の処理の用に供する敷地に限る。）の拡張
- (3) 事業計画者 廃棄物処理施設等の設置等をしようとする者をいう。
- (4) 周辺住民 廃棄物処理施設等が設置される敷地の境界からおおむね300メートル以内に居住する者及び事業を営む者その他市長が必要と認めた者をいう。

(市の責務)

第3条 市長は、廃棄物処理施設等の設置等が適正かつ円滑に行われるように、事業計画者に対し、周辺地域の生活環境の保全に十分配慮するよう指導又は助言を行うとともに、周辺住民に対し、廃棄物処理施設等の設置等の内容の周知に努めるものとする。

(相互理解)

第4条 事業計画者は、周辺地域の生活環境に支障を及ぼさせないよう適切な措置を講ずるとともに、周辺住民に対し、事業計画の内容を十分に説明し、理解を得るよう努めな

ければならない。

- 2 事業計画者及び周辺住民は、相互の立場を尊重し、相互理解を深めるよう努めなければならない。

(事前協議)

第5条 事業計画者は、廃棄物処理施設等の設置等をする前に、市長に協議するものとする。

- 2 前項の協議（以下「事前協議」という。）をしようとする者は、廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画書（様式第1号。以下「事業計画書」という。）に別に定める書類を添付して提出しなければならない。

(調査)

第6条 市長は、前条第1項の規定による協議があったときは、廃棄物処理施設等の設置場所に係る周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他必要な調査を行う。

- 2 市長は、前項の調査が終了したときは、事業計画者にその意見を提示するものとする。
- 3 事業計画者は、前項の規定により提示された意見に関する対応の結果を対応結果書（様式第2号）により市長に報告するものとする。

(周辺住民への説明会の開催等)

第7条 市長は、事業計画者が第5条第2項の規定により市長に事業計画書を提出した場合は、周辺住民に対して、事業計画の内容を周知するための説明会を開催するよう指導するものとする。

- 2 前項の説明会については、周辺住民に対して十分に事業計画の内容が伝わるように、説明方法、開催方法、開催回数等を適切に配慮するよう努めなければならない。
- 3 事業計画者は、その責めに帰さない事由により説明会を開催することができないと市長が認める場合は、第1項の規定にかかわらず、説明会を開催しないことができる。
- 4 市長は、事業計画者が前項の規定により説明会を開催しない場合には、事業計画に関する説明書類等を周辺住民に配付すること等の方法により事業計画の内容を説明するよう指導するものとする。
- 5 事業計画者は第1項の規定による説明会を開催したとき又は前項の規定による事業計画の内容の説明をしたときは、速やかにその結果を説明会等実施報告書（様式第3号）により市長に報告するものとする。

(周辺住民の意見書の提出)

第8条 周辺住民は、前条第1項の規定による説明会を開催した日又は同条第4項の規定による事業計画の内容の説明を受けた日から起算して14日以内に、事業計画に関する意見を記載した意見書（様式第4号）を市長に提出することができる。

- 2 市長は、前項の意見書の提出を受けた場合は、その写し又は意見の要旨を記載した書類（以下「意見書等」という。）を事業計画者に送付するものとする。

(見解書の提出)

第9条 事業計画者は、前条第2項の意見書等の送付を受けたときは、速やかに意見書等に対する見解を示した見解書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 事業計画者は、前項の見解書の提出後、周辺住民に対して見解書の内容を説明会その他の方法により周知するものとする。

3 事業計画者は、前項の規定により周辺住民に対して見解書について周知をしたときは、周知実施状況報告書（様式第6号）により市長に報告するものとする。

（事業計画に関する結果通知書）

第10条 市長は、対応結果書、意見書及び見解書の内容を十分に勘案し、周辺地域の生活環境に及ぼす影響及び周辺住民への事業計画の周知状況を考慮し、事業計画に関する協議の結果を結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（同意の取得）

第11条 前条の規定により通知を受けた事業計画者は、周辺住民から事業計画についての同意書を取得するものとする。

2 事業計画者は、前項の規定により周辺住民の同意を取得した場合は、同意書の写し及び同意書の取得状況を示した書類を市長に提出するものとする。

（事前協議の変更）

第12条 事業計画者は、第10条の規定による結果通知書を受けるまでの間、事前協議の一部を変更しようとする場合は事業計画変更届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定により事前協議の一部を変更しようとする場合においては、第5条から前条までの規定を準用する。ただし、当該変更前の手続の状況に応じ市長が適当と認める場合は、第5条から前条までの規定による手続の全部又は一部を省略することができる。

（情報の公開）

第13条 事業計画者は、次の各号に掲げる書類について周辺住民から閲覧の求めがあったときは、閲覧させるものとする。

- (1) 第5条第2項の事業計画書
- (2) 第7条第5項の説明会等実施報告書
- (3) 第9条第1項の見解書
- (4) 第9条第3項の周知実施状況報告書
- (5) 第10条の結果通知書
- (6) 前条第1項の事業計画変更届

2 周辺住民は、市長に対して前項各号の書類及び当該協議に係る行政文書の閲覧を求めることができる。

3 前2項の規定による閲覧の期間は法又は県条例に基づく廃棄物処理施設等の設置等に関する申請等がなされる日までとする。

（事前協議の取下げ）

第14条 事業計画者は、事前協議を取り下げる場合には、速やかに、事前協議取下書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（事前協議の失効）

第15条 市長は、第10条の規定により結果が通知された日から3年以内に、法又は県条例に基づく廃棄物処理施設等の設置等に関する申請等がなされない場合は、当該事前協議

は失効したものとみなすことができる。

(事前協議の省略の特例)

第16条 事業計画者は、廃棄物処理施設等の廃止に伴い、新たに廃棄物処理施設等を設置する場合であって、その廃止した廃棄物処理施設等と同一のものを設置する場合その他市長が特別な理由があると認める場合は、第5条第1項の規定による事前協議は省略することができる。

(隣接する市町の長との協議等)

第17条 市長は、第2条第4号による周辺住民に本市に隣接する市町の区域に居住する者及び事業を営む者が含まれるときは、当該区域におけるこの要領の手續その他の行為について、当該隣接する市町の長と協議し、必要に応じ当該市町の長に協力を求めるものとする。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。